

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則及び医療法施行規則の一部を改正する省令の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 5 年 5 月 19 日
厚生労働省

今般制定された、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則及び医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 77 号）は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、出資持分の定めのある医療法人の移行計画に関する事項等について所要の改正を行うものであり、行政手続法第 39 条第 4 項第 1 号に掲げる「公益上、緊急に命令等を定める必要がある」場合に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八（略）

担当：厚生労働省 医政局医療経営支援課
保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室